

令和6年6月10日

一般国道 359 号石川県境部の交通開放について

能登半島地震により被災し、通行止めとなっていた一般国道 359 号石川県境部（小矢部市五郎丸～内山）3.7km を交通開放しますのでご案内します。

今回、交通開放する区間においては、仮設道路 150m を含む 3 箇所の片側交互通行（終日）による交通規制を実施します。また、石川県側の通行止め区間も同時に交通開放されます。

開放日時

令和6年6月11日（火曜日）午前10時頃

注意事項

- ・ 片側交互通行 3 箇所の両端には、それぞれ工事用信号機を設置します。
- ・ 片側交互通行 3 箇所のうち、もっとも県境に近い箇所は、仮設道路の通行になります。
- ・ 仮設道路は延長 150m、幅員 6m であり、急カーブ急勾配の区間を含みますので、通行の際は十分ご注意ください。
- ・ 大型車の通行は可能ですが、長さ 12m を超えるなどの特殊車両は通行できません。
- ・ 冬季は、大型車についても通行を制限する予定です。

